

## 令和2年度 社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会事業計画

### 基本方針

総務省が昨年4月に公表した平成30年10月1日現在の人口推計によれば、日本の総人口は1億2644万3千人で前年に比べ26万3千人（0.21%）の減と、8年連続で減少しました。

また、65歳以上の人口は3557万8千人（28.1%）で過去最高となりました。2025年には団塊の世代が75歳以上となり、実に5人に1人が後期高齢者、3人に1人が65歳以上という超高齢社会となります。

さらに、出生率は年々、低下を続けており、生産年齢人口も減少しています。

このような超少子・高齢・人口減少社会を迎え、岩倉市においても同様の傾向がみられます。

一方、急激な社会経済状況の変化に伴い、地域における社会的排除、孤立、生活困窮、8050問題、地域社会の絆の崩壊など、複雑多様化した福祉課題に対する適切な対応が求められています。

その他、近年、全国各地で自然災害が相次ぎ、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震等の大規模災害への備えや対応の整備が急務になっています。

本会では、これまでも社会情勢の変化に対応しつつ、行政、福祉関係団体、ボランティア・市民活動団体等と連携・協働し地域福祉を推進する中核機関として長年にわたり地域福祉事業活動を展開してきました。

今後も複雑化・多様化する社会情勢に対応しながら、本会の基本理念である「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を念頭に、支会活動事業やボランティアセンター活動事業を軸とした地域福祉事業をさらに推進していきます。

さらに、人生100年時代を迎えた今、高齢者等が安心して暮らすことのできる地域の構築に向けて、関係機関と連携し、地域包括支援センターが地域包括ケアシステムを推進し、生活支援コーディネーターが生活支援

体制の充実に努めていきます。

また、国においても、令和元年6月21日閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」(骨太の方針)において「全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する」として「断らない相談支援などの包括支援や多様な地域活動の普及・促進について、新たな制度の創設の検討を含め、取組を強化する」との方向性が示されました。

訪問介護事業等については、高齢化率の上昇により必要性がますます高まっており、サービス利用者の要求に対して適切な対応に努めます。

そのためには、訪問介護員の研修を充実して、資質の向上を図るとともに訪問介護員の増員に努めます。

その他、改正社会福祉法への対応や働き方改革に伴い、経営管理の強化、適正な事業運営の確立や財務規律の強化などに取り組むとともに、地域に信頼される社会福祉法人の運営推進に努めます。

## 重点目標

### 1 信頼される法人経営

地域福祉を推進する中核的な組織として、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取り組みの実施が求められます。これに対応し、地域に信頼される法人経営に努めていきます。

自主財源であり、地域福祉推進の財源でもある社会福祉協議会会員募集の積極的な取り組みに努めます。

また、広報等による活動内容の周知を図るとともに、行事等を通じて社会福祉協議会の認知度の向上に努めていきます。

### 2 暮らしやすい地域づくり

住民の主体的な福祉活動が積極的に行われるよう支援していくとともに、7つの支会活動をさらに推進し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを支援します。

また、生活支援コーディネーターが各地区に出かけて市民の声を傾聴して暮らしやすい地域づくりに繋がります。

その他、第2期岩倉市地域福祉計画を岩倉市と協働して推進していきます。

### 3 地域を支える人づくり

ボランティアセンターを中心に、地域福祉を担うボランティアの育成と、幅広い世代のボランティア活動への参加促進を図ります。

また、広報紙、ホームページなどによりボランティア活動の情報提供を行います。

近年の大規模災害に対応するために、災害ボランティア講演会等を開催して防災ボランティアの育成に努めます。

#### 4 質の高い福祉サービスの推進

個人の尊厳を大切にしたい、利用者本位の質の高いサービスの提供を推進します。

また、日常生活に不安を抱える世帯への相談、支援の推進に努めます。

#### 5 介護事業の対応

要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるような支援に取り組みます。

また、訪問介護事業等の介護事業については、職員の高齢化等により職員配置が厳しいものとなっているため、人材確保に努めるとともに、適切な事業運営の推進に努めます。

#### 6 地域包括支援センターの運営

地域包括ケアシステムの推進の中心的な役割を果たすとともに、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員事業による認知症支援の推進に努めます。

## 事業内容

### 第1 社会福祉事業

#### 1 法人運営事業

##### (1) 法人運営事業

- ア 理事会及び評議員会の適切な運営
- イ 会員の加入促進による安定した自主財源の確保
- ウ 研修等による職員の人材育成
- エ 広報紙の発行（共同募金配分金事業）と、市広報及び報道機関等への各種事業紹介
- オ ホームページでの啓発及び各種事業紹介
- カ 福祉サービスに対する苦情への適切な対応
- キ 個人情報保護の周知・徹底化
- ク 働き方改革の推進

#### 2 地域福祉活動推進事業

##### (1) 支会活動事業

- ア 支会活動推進委員会の開催と、地域住民による地域の実情に合わせた支会活動の推進
- イ 地域とのふれあいとつながりを築く「ふれあい・いきいきサロン」の実施
- ウ 使用済み切手等の収集活動

##### (2) 福祉機器貸出事業

- ア 在宅介護用福祉機器等の貸出

#### 3 地域福祉計画推進事業

- (1) いわくら福祉市民会議の推進
- (2) いわくらあんしんねっとの推進

#### 4 ボランティアセンター運営事業

##### (1) ボランティアセンター事業

- ア ボランティアセンター運営委員会によるボランティアセンターの

運営や啓発活動、福祉教育講座の開催（共同募金配分金事業）

イ ボランティア養成講座の開催

（ア）情報保障に関するボランティア養成講座（共同募金配分金事業）

（イ）地域福祉講座（共同募金配分金事業）

ウ ボランティア相談・登録・あっせん活動

エ 各種ボランティア活動団体への支援・協力

オ ボランティア連絡協議会への支援（共同募金配分金事業）・協力

カ ボランティア活動用備品機材貸出

キ レクリエーション用品貸出

ク ボランティア活動保険の受付窓口

ケ 福祉フェスティバルの開催による福祉とボランティアの啓発（共同募金配分金事業）

コ 災害ボランティア活動事業

（ア）地域ボランティア支援本部の設置訓練

（イ）地域ボランティア支援本部運営資機材の整備

（ウ）災害ボランティア活動に関する支援

（2）福祉教育事業

ア 福祉実践教室の開催（共同募金配分金事業）

イ 青少年等ボランティア福祉体験学習の開催（共同募金配分金事業）

5 いきいき介護サポーター事業（市受託事業）

ア 介護サポーター活動を通しての介護予防等の取り組みを支援

6 共同募金配分金事業

（1）高齢者福祉事業

ア 介護者のつどいの開催

（2）障害者福祉事業

ア スポーツフェスティバルの開催

イ 夢コンサートの開催

ウ ニューミックステニス大会への助成

エ おもちゃ図書館の運営

- (3) 児童・青少年福祉事業
  - ア 福祉実践教室の開催（再掲）
- (4) 福祉育成・援助事業
  - ア 広報紙の発行（再掲）
  - イ 火災住居への見舞金
- (5) ボランティア育成事業
  - ア ボランティアセンターの運営（再掲）
  - イ ボランティア養成講座の開催（再掲）
    - （ア）情報保障に関するボランティア養成講座（再掲）
    - （イ）地域福祉事業（再掲）
- (6) 各種福祉団体等への助成事業
- (7) 歳末たすけあい配分金事業
  - ア ひとり暮らし高齢者事業
  - イ 介護者手当受給者や障害者施設入所者への義援金等の配付
  - ウ 児童福祉施設通所者へ義援金等の配付

## 7 資金貸付事業

- (1) 貸付相談支援業務
- (2) 生活福祉資金貸付事業
  - ア 総合支援資金貸付
  - イ 福祉資金貸付
  - ウ 教育支援資金貸付
- (3) 暮らし資金貸付事業
- (4) 出産資金貸付事業
- (5) 法外貸付事業

## 8 福祉サービス利用援助事業

- (1) 日常生活自立支援事業の推進（県社会福祉協議会受託事業）

## 9 訪問介護事業（介護保険法等）

- (1) 訪問介護事業

- (2) 第一号訪問事業
- (3) ひとり親家庭等日常生活支援事業（市受託事業）
- (4) 養育支援訪問事業（市受託事業）

#### 1 0 障害福祉サービス事業（障害者総合支援法）

- (1) 障害福祉サービス事業
- (2) 移動支援事業

#### 1 1 居宅介護支援事業（介護保険法）

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 介護予防支援事業

#### 1 2 生活支援コーディネーター事業（市受託事業）

#### 1 3 基金運営事業

- (1) 社会福祉基金運営事業
- (2) 児童健全育成ボランティア基金運営事業
- (3) 介護運用積立基金運営事業

### 第2 公益事業

#### 1 岩倉市ふれあいセンター事業（市受託事業）

- (1) 岩倉市ふれあいセンター利用許可等に関する業務
- (2) 岩倉市ふれあいセンター維持管理業務

#### 2 岩倉市地域包括支援センター事業（市受託事業）

##### (1) 地域支援事業

##### ア 包括的支援事業

- (ア) 介護予防ケアマネジメント業務
- (イ) 総合相談支援業務
- (ウ) 権利擁護業務
- (エ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務



- イ 地域包括ケアシステムの推進
  - ウ 認知症初期集中支援チーム
  - (2) 予防支援事業
    - ア 指定介護予防支援事業
- 3 岩倉東部地域包括支援センター事業（市受託事業）
- (1) 地域支援事業
    - ア 包括的支援事業
      - (ア) 介護予防ケアマネジメント業務
      - (イ) 総合相談支援業務
      - (ウ) 権利擁護業務
      - (エ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
    - イ 地域包括ケアシステムの推進
    - ウ 認知症初期集中支援チーム
    - エ 認知症地域支援推進員
  - (2) 予防支援事業
    - ア 指定介護予防支援事業